

隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク（別図。以下「ロゴマーク」という。）、図版及び写真画像を使用する場合の手續・使用方法等の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマーク等とは、隠岐ユネスコ世界ジオパークの様々な取組を、国内・国外に広くアピールするため平成23年10月に隠岐ジオパーク推進協議会が作成したロゴマーク等をいう。

(対象者)

第3条 このロゴマーク等の使用対象者は公序良俗に反しない限り、趣旨に賛同し規程に沿った手續きを行うすべての者とする。

(使用料)

第4条 このロゴマーク等の使用については、原則として無償とする。

(申請)

第5条 ロゴマーク等を使用するにあたっては、事前に隠岐ユネスコ世界ジオパークロゴマーク等使用申請書（様式1）により、会長の承認を受けなければならない。ただし、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会員については別に定める。

(承認)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合、審査のうえ、使用を承認するものについては承認書（様式2）により、申請者に通知する。

(不承認)

第7条 会長は、第5条の規程による申請があった場合、審査のうえ、次の各号のいずれかに該当する場合にはロゴマーク等の使用について不承認とし、申請者に文書にて通知する。

- (1) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進に支障を生じる恐れが認められるとき。
- (2) ロゴマーク等が使用者の自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進活動の趣旨に反すると認められる営利活動または特定の政治活動や宗教活動に関する認められるとき。

(完成品の提出)

第8条 申請者は、申請内容の物件が完成したときには、その完成品若しくは完成品の写真等を、会長に提出するものとする。

(使用取り消し)

第9条 会長は、第6条の規程により承認したものについて、第7条の各号いずれかに該当することが明らかになった場合にはロゴマーク等の使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。